

災害ごみは燃やさないで下さい!

令和6年能登半島地震による災害ごみの焼却が度々見受けられます。廃棄物の焼却は、法律で禁止されており、災害ごみも例外ではありません。

また、断水地域もあり、火災が発生すると、消火活動が難航し延焼拡大が危惧されます。

地震による苦しい状況は続いておりますが、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※ 災害ごみの処分については、お住まいの市町の案内をご確認ください。

※ 廃棄物を焼却した場合、**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**のいずれか、または両方が科せられることがあります。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条)

